

4. 予算執行の無駄の排除

(1) 予算執行・会計の見直し①

(到達目標)

- 効率性・透明性・厳格性が徹底された会計の仕組み・予算執行を確立する。

(これまでの取組)

- 競争入札又は企画競争の原則化(平成16年8月)、調達委員会の設置(平成16年10月)及び調達コスト削減目標数値の設定(平成17年3月)等により、予算執行の透明性を確保。

(これまでの取組)

- 社会保険庁全体で共通の事業単位コードを設定し、社会保険事務所における事業単位ごとの予算の執行状況について把握できる仕組みを構築(平成16年10月)。

(これまでの状況)

- 現在、社会保険庁は、厚生保険特別会計(政管健保事業に係る収支を経理する健康勘定を含む)、国民年金特別会計、船員保険特別会計の3特別会計を管理。

(今後の取組)

- 予算の積算と決算が連動して検証できるよう、予算の積算を適用業務、徴収業務、給付業務及びシステム関連業務に分類とともに、執行結果を予算要求に反映させる【平成18年度予算要求～】。

(今後の取組)

- 事業単位コードを適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理に活用することにより、職員のコストに対する意識の向上を図るとともに、事業目標の達成に向けた効率的なコスト配分を検討するため、事業目標の達成状況とコストの相関関係の分析を実施【平成17年度～】。

(今後の取組)

- 厚生保険特別会計及び国民年金特別会計を統合し、事務事業の合理化・効率化を図る【平成19年度～】。
- 船員保険特別会計については、健康保険に相当する部分等を全国健康保険協会等に移管した上で、労働保険特別会計に統合【平成22年度～】。